

令和 8 年 6 月 30 日 公告

中央体育館天井改修その他機械設備工事－ 3

設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認下さい。

正誤表

訂正箇所	誤	正
図面No.4 特記仕様書	別紙（１）のとおり	別紙（２）のとおり

機械設備工事特記仕様書（営繕）

- (1) 共通仕様書
- (1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁審議部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版(以下「標準仕様書」という。)公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版(以下「改修標準仕様書」という。)&公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版(以下「標準」という。))による。
- (2) 工事項目に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- (3) 各項目の①、②は「標準仕様書」第1編、第1章、第1節、2項、(改修①、1、2)は、「改修標準仕様書」第1編、第1章、第1節、2項、と関連することを示す。
- 特記事項、●印が付いたものを本工事に適用する。ただし●印のない場合は◎印を適用する。
- (3) 図面に記載された品名・品番等については、品質・形状の程度を示すものであり、使用にあたっては、「標準仕様書」①、②、③の2面に基くものとする。

項 目	特 記 事 項						
工事上の注意事項	1. 本工事の施工にあつては、施設管理者と充分に打合せを行う。 2. 既設建物及び設備等に損害を与えないように注意し、万が一損傷した場合は速やかに原形回復を行う。						
ガス設備工事の施工 監督職員	本工事を含むガス設備工事の施工は、ガス事業法に基づくものとする。 工事請負契約書に規定する本市監督職員及び以上より工事監理委任を受けた者とする。						
工事実績情報の登録 (① 1. 1. 2)	契約金額(変更含む)が50万0千円(税込み)以上の工事について、(財)日本建築情報総合センターによるクラウド登録を次に示す期間内に行う。						
① 1. 1. 4	<table border="1"> <tr> <td>(1)工事受注時</td><td>契約締結後 10日以内</td></tr> <tr> <td>(2)登録内容の変更時</td><td>変更契約締結後 10日以内</td></tr> <tr> <td>(3)工事完成時</td><td>工事完成後 10日以内</td></tr> </table> 上記期間には、土曜日、日曜日、祝日は含まない。変更時と工事完成時の間が、10日以上に及ぶ場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	(1)工事受注時	契約締結後 10日以内	(2)登録内容の変更時	変更契約締結後 10日以内	(3)工事完成時	工事完成後 10日以内
(1)工事受注時	契約締結後 10日以内						
(2)登録内容の変更時	変更契約締結後 10日以内						
(3)工事完成時	工事完成後 10日以内						
書面の書式及び取扱い (① 1. 1. 5)	1. 大阪市ホームページに記載の「工事請負契約に関する提出書類一覧表」(都市整備局)によるほか、本市監督職員の指示等による。 2. 標準仕様書① 1. 5 (2)及び工事請負契約書5.2条のうち、下記の書類は監督職員が認める場合を除き適用しない。 ・標準仕様書① 1. 7で示す完成図等及び工事写真 ・原本と捺印が必要な書類、紙印や証紙、収納書の貼り付けが必要な書類 ・施工体制合図、再下請通知書、作業員名簿、施工体系図 ・機器製作図 ・試験成績報告書、検査成績報告書、試験・検査成績報告書 ・出庫高査定簿、出庫高査定簿請求内訳書、出庫高査定簿(明細書)請求書						
電気保安技術者 (① 1. 3. 2)	※適用する ●適用しない						
休日工事作業 (① 1. 3. 3)	標準仕様書第1編 1. 3. 3 (ア)に定める休日又は(ウ)の夜間に施工する場合は、施設管理業者等と事前に調整を行い、作業予定日2日前までに休日工事作業を監督職員に提出する。						
建機リサイクル等 (① 1. 3. 9)	1. 受注者は、工事の施工に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」(平成30年5月)の取組事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。 (掲載場所) トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ 2. 請負金額(設計変更含む)が100万円(税込み)以上の工事について、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の作成と建設リサイクルガイドラインに基づき行う、電子データを監督職員より提出する。						
機器類の確認について	本工事で使用する機器類については、設計図書に定められた使用や能力を確実に満たすことができるよう、施工前に施工図等を用いて適合的な確認を受注者にて行う。						
建築機械設備工事の使用機器材の選定について (① 1. 4. 2)	本工事で使用する機器及び材料(以下「機材」という)は、「JIS及びこれらの機関に準じる関係機関の規格品・認定品とする。また、別表(工事用対象機器材一覧表(機械設備工事))に該当する場合は次のいずれかの条件を満たすものとする。 (1)直近の、建築材料・設備機材の品質性能評価事業「(社)公共建築協会」により評価を受けた機材で、納品(工事)場所納入が可能と記載されている。 (2)大阪市都市整備局の工事において納入実績のある機材(製造者を示す場合はその製造品) (3)図中に「グリーン購入適合品」と記載のあるものは、「環境物品等」の調達に關する法律」による特定調達物品とする。 (4)上記(1)～(2)以外の機器材は、設計図書に定める品質及び性能が確認できる次表の書類を提出し、本市監督職員の承認を受ける。						

通
事
項

No.	書 類 名		備 考		
1	機 器 仕 様 書		設計書に定める品質及び性能が数値等で明記されている資料（汎用品はカタログも可能）		
2	製 造 者 の 概 要	事 務 所 ・ 営 業 所 等 住 所			
		生 産 ・ 販 売 実 績	申請品の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が、別表に示す主要機器材は5年以上、その他の機器材は3年以上の期間が確認できる資料		
ア フ タ ー サ ー ビ ス 体 制		納品（工事）場所がアフターサービス地区に含まれていることが確認できる資料			

別 表

工 事 用 対 象 機 器 材 一 覧 表（機械設備工事）

番 号	分 類	品 名	通 用		備 考
			主要機器材	その他機器材	
M-A	弁及び継手類	特定設備（消防設備配管・空調冷温水・冷却水配管等）で使用されるもの		◇	
M-B	消火装置	消火栓及び器具類	◇		
		消火ホース	◇		
		不活性ガス系消火設備	◇		
		スプリンクラー設備	◇		
M-C	ポンプ類	泡消火設備	◇		
		横型渦巻きポンプ	◇		
		汚水・汚物・排水用水中モーターポンプ	◇		
		真空給水ポンプ	◇		
M-D	槽並びに 圧力容器	消火用ポンプ	◇		
		鋼製槽類	◇		
		F R P 製一体形タンク	◇		
		F R P 製バルタンク	◇		
M-E	衛生器具	ステンレス鋼製バルタンク	◇		
		圧力容器		◇	
M-F	熱源機器	衛生器具	◇		
		鋼製品ボイラー（煙管式）	◇		
		鑄鉄製ボイラー	◇		
		鋼製温水ボイラー（貫流ボイラーは除く）	◇		
		真空式温水器（鋼製・鑄鉄製）	◇		
		熱交換器（円筒多管式）	◇		
		遠心冷凍機	◇		
		チリングユニット（往復動式・スクリュー式・スロロ式）	◇		
M-G	空調機 並びに送風機類	スクリーウ冷凍機	◇		
		吸収冷凍機	◇		
		ガス直置き吸収冷温水器（小型△型を含む）	◇		
		冷却塔	◇		
		パッケージ形空調和機	◇		
		ユニット形空調和機	◇		
		ファンコイルユニット	◇		
		電気集じん機（ろ材併用）	◇		
M-H	計装制御並びに 計測機器類	エアフィルター	◇		
		全熱交換器（回転型）	◇		
		定・変風量ユニット	◇		
		吹出口、吸込口	◇		
		ダンパー		◇	
		送風機（遠心式、軸流式、斜流式）		◇	
		計装、制御機器並びに座（電気式、電子式）	◇		
		計装、制御機器並びに座（空気圧式）	◇		
M-I	厨房機器類	厨房機器	◇		
		グリスフィルター		◇	
M-J	その他	水ろ過装置（プール用（逆灌土式又は砂式））	◇		

・ 主要機器材

： 申請品の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が5年ある

・ その他機器材

： 申請品の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が3年ある

・ 同種類機器類については、原則としてメーカーを統一する

	項 目	特 記 事 項																																																												
	建物の管理	工事完成后、本市への引渡し手続きが完了するまでは、受注者の責任で管理し、これに要する費用は受注者間で適正な負担を行う。																																																												
	技能士 (① 1. 5. 2.)	●配管施工 ●建築板金施工 ●熱絶縁施工 ●冷凍空気調和機器施工																																																												
	化学物質の濃度測定 (① 1. 5. 10.)	○要 (施工前、施工後) ・測定対象化学物質 () ・測定方法 () ・測定対象室 () ・測定箇所 () ※不要																																																												
	完成図 (① 1. 7. 2.)	※要 ・C A Dデータ(P D Fデータ共) ※ 1 部 ・原寸背貼製本 ※ 2 部 ○ () 部 ・A 3縮小背貼製本 ● (3) 部 ○不要																																																												
	保全に関する資料 (① 1. 7. 3.)	※要(※2部 ○ () 部) ○不要 建物管理者への保守に関する説明 ※要 ○不要 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」にある第1種特定製品を設置、改修若しくはフロンの回収、充気等を行う場合は、第1種特定製品ごとに冷媒漏えい点検記録簿を作成し提出 (電子データ共) する。																																																												
	著作権・使用権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。																																																												
	工事用電力・水・ガス・その他	本工事に必要な工事用電力・水・ガス等の使用料及び請手手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																												
	官公署その他への届出手続き等	本工事に必要な関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を適確なく行い、手続き費用は受注者の負担とする。																																																												
	特定元方事業者の指名	※特定元方事業者等の請すべき措置については、別途契約の建築工事受注者を労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名するもので、当該特定元方事業者の措置する事項に協力する。 ○労働安全衛生法第30条第2項に基づき、本工事の受注者を同法第30条第1項に規定する措置を講ずべきものとする。																																																												
	受注者事務所等の設置 (② 4. 1. 1.)	構内につくることが ※できる ○できない																																																												
一 般 共 通 事 項	他工事との取合い (① 1. 1. 7.)	<table><tr><th>工 事 内 容</th><th>本 工 事</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th></tr><tr><td>梁、床、壁貫通スリーブ入れ (補強鉄筋共)</td><td>○</td><td>※</td><td>○</td></tr><tr><td>床、壁貫通部の型枠 (補強鉄筋共)</td><td>○</td><td>※</td><td>○</td></tr><tr><td>施工後の修正はつり及び穴埋め</td><td>※</td><td>○</td><td>※</td></tr><tr><td>機器のコンクリート基礎</td><td> 屋内設備 屋上設備 屋外設備 </td><td>○</td><td>※</td></tr><tr><td>機器の架台及びアンカーボルト</td><td>※</td><td>○</td><td>※</td></tr><tr><td>防護シートによる養生 (本工事による場合) ※メッシュシート ○ ()</td><td>○</td><td>※</td><td>○</td></tr><tr><td>天井開口及び天井点検口 (下地の補強共)</td><td>○</td><td>※</td><td>○</td></tr><tr><td>外気取り入れガラリ</td><td>○</td><td>※</td><td>—</td></tr><tr><td>パッケージ型空調機との2次側配管配線及び接地 、操作スイッチ及び漏り配管配線</td><td>※</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>換気扇の取付枠</td><td>○</td><td>※</td><td>○</td></tr><tr><td>中央監視屋の掃地工事</td><td>○</td><td>—</td><td>※</td></tr><tr><td>機器付属の制御盤以降の配管配線</td><td>※</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>機器付属の制御盤への電源供給配管配線</td><td>○</td><td>—</td><td>※</td></tr><tr><td>自動制御盤への電源供給及び制御回路の漏り配管配線</td><td>○</td><td>—</td><td>※</td></tr></table>	工 事 内 容	本 工 事	建築工事	電気工事	梁、床、壁貫通スリーブ入れ (補強鉄筋共)	○	※	○	床、壁貫通部の型枠 (補強鉄筋共)	○	※	○	施工後の修正はつり及び穴埋め	※	○	※	機器のコンクリート基礎	屋内設備 屋上設備 屋外設備	○	※	機器の架台及びアンカーボルト	※	○	※	防護シートによる養生 (本工事による場合) ※メッシュシート ○ ()	○	※	○	天井開口及び天井点検口 (下地の補強共)	○	※	○	外気取り入れガラリ	○	※	—	パッケージ型空調機との2次側配管配線及び接地 、操作スイッチ及び漏り配管配線	※	—	○	換気扇の取付枠	○	※	○	中央監視屋の掃地工事	○	—	※	機器付属の制御盤以降の配管配線	※	—	○	機器付属の制御盤への電源供給配管配線	○	—	※	自動制御盤への電源供給及び制御回路の漏り配管配線	○	—	※
	工 事 内 容	本 工 事	建築工事	電気工事																																																										
	梁、床、壁貫通スリーブ入れ (補強鉄筋共)	○	※	○																																																										
	床、壁貫通部の型枠 (補強鉄筋共)	○	※	○																																																										
	施工後の修正はつり及び穴埋め	※	○	※																																																										
	機器のコンクリート基礎	屋内設備 屋上設備 屋外設備	○	※																																																										
	機器の架台及びアンカーボルト	※	○	※																																																										
	防護シートによる養生 (本工事による場合) ※メッシュシート ○ ()	○	※	○																																																										
	天井開口及び天井点検口 (下地の補強共)	○	※	○																																																										
	外気取り入れガラリ	○	※	—																																																										
	パッケージ型空調機との2次側配管配線及び接地 、操作スイッチ及び漏り配管配線	※	—	○																																																										
	換気扇の取付枠	○	※	○																																																										
	中央監視屋の掃地工事	○	—	※																																																										
	機器付属の制御盤以降の配管配線	※	—	○																																																										
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線	○	—	※																																																										
	自動制御盤への電源供給及び制御回路の漏り配管配線	○	—	※																																																										
天井吊形ファンコイルユニット及び全熱交換機換気扇と 操作スイッチとの漏り配管配線及び接地	●	—	※																																																											
煙感知器から制御盤を経て防煙ダンパーまでの配管配線	○	—	※																																																											
排煙口と操作箱の漏り配線	※	—	○																																																											
電極棒及び電極帯	●	—	※																																																											
衛生器具取付補強板	○	※	—																																																											
小便器用節水装置の制御盤より小便器への配管配線	※	—	○																																																											

足場 (改① 2.2.1)	※別途工事 ●本工事(図面特記箇所) 外部足場 種別 ※A種:枠組足場及びB種:くさび緊結式足場 ○C種:単管本足場 ○D種:仮設ゴンドラ ○E種:移動式足場 ○F種:高所作業車
------------------	---

注：補足特記（別紙）も参照のこと

1）足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

2）足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚

生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中んざ及び幅木の機能を有するものを設置する。

3) 枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

4) 外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復する。

5) メッシュ状養生シート(JIS規格)による養生を行う。

6) 足場で使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けて使用する。

7) 仮設足場周辺にはネットフェンス、バリアー等、標識ロウ等により立ち入れない様にし、「きけん」、「禁止」などの掲示を行う。

防護欄 ※図面特記箇所(地盤面から足場上端までの高さが10mを超える場合)
○不要

	1) 防護棚が敷地境界線を越える場合には関係各署と打合せの上、届出を行う。
墜落制止用器具の使用 (フルハーネス型)	「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」による (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

保守工具等	※要 ○不要		
	要否	物 品 名	数 量 単 位
	●	制水弁キー	1 個
	●	掃除口開閉キー	1 個
	○	小口径側蓋開閉ハンドル	1 個
	○	水槽類の鍵（3 個/組）	1 式
	●	吹き出し口類調整キー	1 組
	●	機器類保証書・取扱説明書	1 式
	●	機器類完成図	1 式
	○	冷暖漏えい点検記録簿（電子データ共）	1 式

契約不適合責任期間	受注者は引渡し日から２年以内に本市が契約不適合点検を行う場合は立合うこと。
-----------	---------------------------------------

総合調整 (①1.5.6)	※要	☐ 風量調整 ☐ 水量調整（空気調和設備） ☐ 水量調整（給水設備） ☐ 水量調整（給湯設備） ☐ 室内外空気の温湿度測定 ☐ 室内気流及びじんあいの測定 ☐ 騒音の測定
------------------	----	--

	○ 不要
一般用弁及び栓	1 揚程 50m 未満のポンプ廻りに取り付ける弁類(逆止弁は除く)及び大気開放形のタ

共	(2) 2. 2. 1)	ンク類の排水に使用する弁は、JIS 5k又JV 5kとする。
	2	給水装置に使用する弁は、JIS 10k又JV 10kとする。

通 工	伸縮管継手	鋼管用伸縮継手は下記による。
	(② 2. 2. 7)	※ペローズ形 ○スリーブ形

事	瞬間流量計 (②②.3.8)	ビトー管式とし、取り付け場所・型式は下記による。 ※冷凍機・冷温水機の冷水・冷温水配管 ※着脱式 ○固定式
---	-------------------	--

※冷凍機・冷温水機の冷却水配管	※着脱式	○固定式
※ユニット型空気調和機・コンパクト型 空気調和機の冷温水配管	※着脱式	○固定式
※冷温水の配管の多岐用途	※着脱式	○固定式

※着脱式 ○固定式
※着脱式 ○固定式

共通
工事

溶接接合
(②2.5.15)

地中表示用テープ
及び地中埋設標
(②2.7.1)

耐圧試験
(②2.9.1～5)

注：補足特記（別紙）も
参照のこと
記載相違がある場合
補足特記を採用とする

溶接部の非破壊検査については、
※適用しない
○適用する （○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査）

1 給水管
埋設表示用テープ
地中埋設標
※不要 ○不要

2 消火管
埋設表示用テープ
地中埋設標
※不要 ○不要

埋設表示用テープ巾は150mmとし、折込率はダブルとする。

耐圧試験は次の圧力値により行い、試験結果報告書を監督職員に提出する。

配管種別	試験圧力	試験方法	保持時間
○給水管(配水管分岐部から 量水器まで)	1.75MPa	水圧試験	1分以上
●給水管(量水器以降)	1.75MPa	水圧試験	60分以上
●給水管(器具取付後)	0.75MPa	水圧試験	60分以上
●給水管(給水装置を除くボ ンプ加圧部)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
○給水管(タンク下がり部)	MPa	水圧試験	60分以上
●給湯配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
●冷温水配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
●冷却水配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
○冷媒配管	※1	窒素ガス による気密試験	24時間以上
●消火配管(屋内消火栓)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
●消火配管(スプリンクラー)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
●消火配管(泡)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
○消火配管(不活性ガス)※2	MPa	空気又は窒素ガス による気密試験	10分以上
○消火配管(不燃性物)※3	MPa	空気又は窒素ガス による気密試験	10分以上
○消火配管(屋外消火栓)	MPa	水圧試験	60分以上
○消火配管(連絡送水管)	MPa	水圧試験	60分以上
●消火配管(連絡散水)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
○蒸気配管	MPa	水圧試験	30分以上
○ブライン管	※4	水圧試験	30分以上
○水道配水用ポリエチレン管	※5	水圧試験	60分以上
○消火用ポリエチレン管	※6	水圧試験	60分以上
○水道用ポリエチレン二層管	※5	水圧試験	10分以上
○	MPa		

※1 1日の法定凍凍能力が5トン未満の場合、当該機種メーカー標準圧力とする。
気密試験後は、機器製造者の基準による全系統の高真空蒸発脱氷処理を行うものと
し、最小保持時間は2時間とする。
1日の法定凍凍能力が5トン以上の場合は「標準仕様書」による。
試験結果報告書には、試験の日付及び開始終了時刻、気温、試験方法、管種、場所
(室名等)、封入ガスの種類、基準及び試験圧力、保持時間を記載する。
※2 貯蔵容器から選択までの配管の試験圧力は40℃における貯蔵容器内圧力とする。
ただし、容器内に圧力調整装置が設けられている場合は、圧力調整装置の最高
圧力装置の最高調整圧力とする。
※3 貯蔵容器から選択までの配管の試験圧力は40℃における貯蔵容器値4.4MPa
とする。
※4 最高使用圧力の1.5倍の圧力、ただし最高使用圧力が0.75MPa未満の場合
は0.75MPaとする。
※5 1.75MPaを1分間加圧後1.0MPaに減圧する。60分後0.7MPa以上とする。
規定圧力下の場合はその圧力を下げないで再加圧し、60分後0.8MPa以上とす
る。
※6 0.75MPaを3分間加圧し、10分後0.6MPa以上とする。

保温
(②3.1.1～6)

注：補足特記（別紙）も
参照のこと
記載相違がある場合
補足特記を採用とする

1 「標準仕様書」において、ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリス
チレンフォーム保温材が、併記された箇所は、併れを使用してよい。ただし、給水
管・排水管の保温を施す場合は暗渠内(ビッド内含む)・屋外露出及び浴室、厨
房等の多湿箇所はポリスチレンフォーム保温材とする。
2 暗渠内(ビッド内含む)の給水管の保温。
※要 ○不要
3 屋外タンクのドレン管から排水弁までは保温を施す。
4 消火管の屋外露出部分の保温仕様は、給水管屋外露出に準じる。
5 屋外露出給排水の保温外装は下記による。
※合成樹脂製カパー1または合成樹脂製カパー2
6 屋外露出給排水・消火管の保温外装は下記による。
※「標準仕様書」による ○溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
7 車庫内のダクト及び配管の保温は機庫室による。
8 冷媒管の保温外装は下記による。
〔屋内露出〕 ※合成樹脂製カパー1または合成樹脂製カパー2
〔屋外〕 ○ステンレス鋼板
○溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
○保温化粧ケース
○強化ビニル製
○アルミ合金製
○溶融亜鉛めっき鋼板製
○ステンレス鋼板製
○ステンレス鋼板製
○アルミ合金製
○溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
○ステンレス鋼板製
・保温化粧ケースの下部カバーは、 ○要 ○不要
9 冷媒管で呼び径40未満の断熱材被覆鋼管を使用する場合
(1)外装
〔屋内露出(一般居室、廊下)〕 ※強化ビニル製(浮かし工法)
〔機械室、書庫、倉庫、車庫〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビニルテープ巻
〔天井内、パイプシャフト内及び空腔壁内〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビニルテープ巻
〔暗渠内(ビッド内を含む)〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビニルテープ巻
〔屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない)〕
○強化ビニル製
○アルミ合金製
○溶融亜鉛めっき鋼板製
○溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
○ステンレス鋼板製
(2)保温材の厚さ 液管 ※1mm ガス管 ※10mm
ただし、呼び径9.5以下は、保温材の厚さは8mmとしてもよい。
10 ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管の項に準ずる。
11 弁・ストレーナなどの金属製カバー外装種別は、下記による。
(1)屋内 ※カラー亜鉛鉄板
○ステンレス鋼板
○アルミニウム板
●溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
(2)屋外 ※ステンレス鋼板
○カラー亜鉛鉄板
○アルミニウム板
●溶融アルミニウム－亜鉛鉄板
12 水蓄熱配管系統の保温仕様は冷温水管の項に準ずる。
13 多湿箇所の換気ダクトの保温 ※不要 ○要()
外気取入用ダクトの保温 ※不要 ●要()
14 全熱交換形換気扇の外気取入ダクトには保温を行う。
上記13、14で保温を行う場合の仕様は、「標準仕様書」第2編表2.3.2による。
15 排煙ダクト保温不要箇所は、下記による。
●(屋外、区画されたシャフト内部)
16 消音内貼りの施工箇所は図示によるものとし、詳細は下記による。
(1)チャンパーの寸法は、外形寸法を示す。
(2)ダクト及び消音エルボは、内径寸法を示す。
(3)点検口は内貼仕様又は、断熱戸とする。

共通事項

土埋設管の埋戻し土
(② 4. 2. 1)

残土処理
(② 4. 2. 1)

耐震措置
(③ 2. 1. 1)
(⑤ 2. 2. 1)
(② 2. 6. 2)

注：工事概要の耐震クライ
テリア記載も参照
アリーナ部天井の扱い
等特殊要因あり

あと施工アンカー確認
試験
(改② 6. 2. 3)

機器類の能力、容量等
の表示
はつり及び穴開け

公共工事労務費調査への
協力について

特記事項

すべて掘削土を使用する。(公道を除く)

※構内指示の場所に敷きならし
○構内指示の場所にたい積
○構外搬出適宜措置(マニフェストの写し提出要)
残土処理は、「標準仕様書」及び④ 4. 2. 1)による他、「大阪市建設リサイクルガイドライン」
の当該事項による。

1 耐震措置の計算及び施工方法は、「標準仕様書」、「標準圖」及び図示以外は、「建築設備
耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所
監修 2014年版)」による。
2 当該建物の耐震安全性の分類は (※特定の施設 ○一般の施設)とする。
3 下記の設計用水平震度及び鉛直震度により、据付ボルト・アンカーボルトなどの耐震
性能を確認し、監督職員の承諾を受ける。
(1)設計用水平震度

	一般水櫃	重要水櫃	一般機器	重要機器
上層階・屋上・塔屋	1. 5	2. 0	1. 5 (2. 0)	2. 0 (2. 0)
中間階	1. 0	1. 5	1. 0 (1. 5)	1. 5 (1. 5)
1階・地下階	1. 0	1. 5	0. 6 (1. 0)	1. 0 (1. 0)

注) () 内の数値は、防振支持の機器の場合を示す。
上層階・中間階の定義は次のとおりとする。
・上層階：2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建
は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
・中間階：地下階及び1階を除く階、上層階に該当しない階。
なお、重要機器は、下記に示すものとする。
(受水櫃、消火水櫃、)
(2)鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。
(3)機器廻り配管は「標準仕様書」(② 2. 6. 2)による。

※適用しない。
○性能確認試験 ○施工後確認試験)
試験箇所 ()

機器類の能力、容量等はメーカー別による些少の相違は認める。

既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカ
ッターを使用することとし、作業前に鉄筋の探査を行う。なお、復旧はモルタル修繕とす
る。また、いかなる場合においても柱・梁のはつり及び貫通は行ってはならない。

1 本工事が本市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調
査票等に必要事項を正確に記入して本市に提出する等、必要な協力を行わなければ
ならない。
また、本工事の工期経過後についても、同様とする。
2 調査票を提出した事業所を本市が事前に、訪問して行う調査・指導の対象に受注者が
なった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。
また、本工事の工期経過後についても、同様とする。
3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票の提出が行われるよう、
受注者は、労務基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存
する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなけ
ればならない。
4 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は、当該下請
け工事の受注者(当該下請け工事の一部にかつる二次以降の下請負人を含む)が1か
ら3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

設計時の相湿度条件

注：補足特記(別紙)も
参照のこと
既設再利用機器などは
新築時と同じとする

場 所

屋 外

屋内(調整目標値)

時 期

温度(DB)

湿度(RH)

温度(DB)

湿度(RH)

温度(DB)

湿度(RH)

冬 季

2. 0℃

57. 9%

℃

%

℃

%

夏 季

3 5. 4℃

49. 0%

℃

%

℃

%

空調設備工事

煙道
(③ 1. 1. 2)

開放形膨張タンク
(③ 1. 13. 5)

ダクトの種別
(③ 1. 14. 1)

グリッド除去装置
(③ 1. 14. 11)

排煙口

防煙ダンパー
(③ 1. 15. 8)

防火防煙ダンパー
(③ 1. 15. 9)

定風量ユニット
・変風量ユニット
(③ 1. 15. 13・14)

ダクトの工法
(③ 2. 2. 1)

ダクトの板厚
(③ 1. 14. 2)

風量測定口の取付位置
(③ 2. 2. 5. 5)

予備フィルター

シックハウス対策

1 材 質
※鋼板製 ●ステンレス鋼板製(SUS304・板厚は図示による)
2 ばいじん測定口
煙道に80φ以上のフランジ付の測定口を設ける。
※鋼板製 ○ステンレス鋼板製(SUS304)

1 空気調和用ダクト
※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト
2 換気用ダクト
※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト

グリッドフィルター準備 ※不要 ○要

1 排煙口の作動 ○手動 (○機械式 ○電気式) ○煙感知器連動
2 復帰装置 ○手元復帰式 (○機械式 ○電気式) ○遠方復帰式
※遠隔復帰式 ○手動復帰式

※遠隔復帰式 ○手動復帰式

○メカニカル形
○風速センサー形

1 空気調和用ダクト
※アングルフランジ工法
※コーナーボルト工法 (適用範囲は標準仕様書による)
(※共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法)
2 換気用ダクト
※アングルフランジ工法
※コーナーボルト工法 (適用範囲は標準仕様書による)
(※共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法)

厨房排気ダクトの材質及び板厚は下記による。
○亜鉛鉄板製 ○ステンレス鋼板製

ダクトの長辺	板 厚	
	亜鉛鉄板製	ステンレス鋼板製
4 5 0mm以下	0. 6mm	0. 5mm
4 5 0mmを超え、1. 2 0 0mm以下	0. 8mm	0. 6mm
1. 2 0 0mmを超え、1. 8 0 0mm以下	1. 0mm	0. 8mm
1. 8 0 0mmを超えるもの	1. 2mm	0. 8mm

※ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機に接続するダクト
○ ()

○パッケージ形空気調和機 (※100% ○%)
●ユニット形空気調和機 (※100% ○%)
●ファンコイルユニット (※100% ○%)
○空気清浄装置用エアフィルター (※100% ○%)
○全熱交換ユニット(エレメントは除く) (※100% ○%)

換気扇、天井埋込型換気扇のスイッチ上部に「24時間換気」と記したシールを貼り付け

自動制御

電線及び電線管
(④ 2. 3. 1)

1 本工事において使用する電線種別は原則としてEM電線・EMケーブルとする。
2 特記なき電線管は、PF管(合成樹脂製可とう電線管)の単層管とし隠蔽配管及びコン
クリート打ち込み配管に使用する。
3 PF管で配管する場合の配線取出し口は、ボックスを使用する。

工事名称	中央体育館完工改修その他機械設備工事-3	令和7年度	標準図番号
図面名称	特記仕様書(1)	図面枚数: A1	共通01
縮尺	NO SCALE	図面番号	No. 4 (267枚の内)
大阪市都市整備局企画部 公共建築課(企画設計グループ)	設計事務所	日建設計	

機械設備工事特記仕様書（営繕）

1. 共通仕様

(1) 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版(以下「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版(以下「改修標準仕様書」という。)及び公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和7年版(以下「標準図」という。)による。

(2) 工事項目に電気設備工事及び建築工事を含む場合、その仕様はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1) 各項目の①1.1.2は「標準仕様書」第1編、第1章、第1節、2項、(改)①1.1.2は、「改修標準仕様書」第1編、第1章、第1節、2項、と関連することを示す。

(2) 特記事項は、●印がつけられたものを本工事に適用する。ただし●印のない場合は※印を適用する。

(3) 図面に記載された品名・品番等については、品質・形状の程度を示すものであり、使用にあたっては、「標準仕様書」①1.4.2の項に基づくものとする。

項 目	特 記 事 項						
工事上の注意事項	1. 本工事の施工にあつては、施設管理者と充分に打合せを行う。 2. 既設建物及び設備等に損害を与えないように注意し、万が一損傷した場合は速やかに原形回復を行う。						
ガス設備工事の施工 監督職員	本工事に含むガス設備工事の施工は、ガス事業法に基づくものとする。 工事請負契約書に規定する本市監督職員及び以上より工事監理委任を受けた者とする。						
(① 1. 1. 2)							
工事実績情報の登録 (① 1. 1. 4)	契約金額(変更含む)が50万0千円(税込み)以上の工事について、(財)日本建築情報総合センターによるクラウド登録を次に示す期間内に行う。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 工事受注時</td><td>契約締結後 10日以内</td></tr> <tr> <td>(2) 登録内容の変更時</td><td>変更契約締結後 10日以内</td></tr> <tr> <td>(3) 工事完成時</td><td>工事完成後 10日以内</td></tr> </table> 上記期間には、土曜日、日曜日、祝日は含まない。変更時と工事完成時の間が、10日以上に及ぶ場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	(1) 工事受注時	契約締結後 10日以内	(2) 登録内容の変更時	変更契約締結後 10日以内	(3) 工事完成時	工事完成後 10日以内
(1) 工事受注時	契約締結後 10日以内						
(2) 登録内容の変更時	変更契約締結後 10日以内						
(3) 工事完成時	工事完成後 10日以内						
書面の書式及び取扱い (① 1. 1. 5)	1. 大阪市ホームページに記載の「工事請負契約に関する提出書類一覧表」(都市整備局)によるほか、本市監督職員の指示等による。 2. 標準仕様書① 1. 5 (2)及び工事請負契約書5.2条のうち、下記の書類は監督職員が認める場合を除き適用しない。 ・標準仕様書① 1. 7で示す完成図等及び工事写真 ・原本と捺印が必要な書類、紙印や証紙、収納書の貼り付けが必要な書類 ・施工体制合図、再下請通知書、作業員名簿、施工体系図 ・機器製作図 ・試験成績報告書、検査成績報告書、試験・検査成績報告書 ・出庫高査定簿、出庫高査定簿請求内訳書、出庫高査定簿(明細書)請求書						
電気保安技術者 (① 1. 3. 2)	※適用する ●適用しない						
休日工事作業 (① 1. 3. 3)	標準仕様書第1編 1. 3. 3 (ア)に定める休日又は(ウ)の夜間に施工する場合は、施設管理業者等と事前に調整を行い、作業予定日2日前までに休日工事作業を監督職員に提出する。						
建機リサイクル等 (① 1. 3. 9)	1. 受注者は、工事の施工に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」(平成30年5月)の取組事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。 (掲載場所) トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ 2. 請負金額(設計変更含む)が100万円(税込み)以上の工事について、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の作成と建設リサイクルガイドラインに基づき行う、電子データを監督職員より提出する。						
機器類の確認について	本工事で使用する機器類については、設計図書に定められた使用や能力を確実に満たすことができるよう、施工前に施工図等を用いて適合的な確認を受注者にて行う。						
建築機械設備工事の使用機器材の選定について (① 1. 4. 2)	本工事で使用する機器及び材料(以下「機材」という)は、「JIS及びこれらの機関に準じる関係機関の規格品・認定品とする。また、別表(工事用対象機器材一覧表(機械設備工事))に該当する場合は次のいずれかの条件を満たすものとする。 (1) 直近の、建築材料・設備機材の品質性能評価事業「(社)公共建築協会」により評価を受けた機材で、納品(工事)場所納入が可能と記載されている。 (2) 大阪市都市整備局の工事において納入実績のある機材(製造者を示す場合はその製造品)。 (3) 図中に「グリーン購入適合品」と記載のあるものは、「環境物品等」の調達に関する法律」による特定調達物品とする。 (4) 上記(1)～(2)以外の機材材は、設計図書に定める品質及び性能が確認できる次表の書類を提出し、本市監督職員の承認を受ける。						

通
事
項

No.	書 類 名		備 考		
1	機器仕様書		設計書に定める品質及び性能が数値等で明記されている資料（汎用品はカタログも可能）		
2	製造者の概要	事務所・営業所等住所	申請書の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が、別表に示す主要機器材は5年以上、その他の機器材は3年以上の期間が確認できる資料		
		生産、販売実績	申請書の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が、別表に示す主要機器材は5年以上、その他の機器材は3年以上の期間が確認できる資料		
		アフターサービス体制	納品（工事）場所がアフターサービス地区に含まれていることが確認できる資料		
別表 工事用対象機器材一覧表（機械設備工事）					
	番 号	分 類	品 名	通 用 主要機器材	備 考 その他機器材
	M－A	弁及び機手類	特定設備（消防設備配管、空調冷温水・冷却水配管等）で使用されるもの		◇
			消火栓及び器具類	◇	
	M－B	消火装置	消火ホース	◇	
			不活性ガス系消火設備	◇	
	M－C	ポンプ類	スプリンクラー設備	◇	
			泡消火設備	◇	
	M－D	槽並びに 圧力容器	構型渦巻きポンプ	◇	
			汚水・汚物・排水用水中モーターポンプ	◇	
	M－E	衛生器具	真空給水ポンプ	◇	
			消火用ポンプ	◇	
	M－F	熱源機器	鋼製槽類	◇	
			F R P製一体形タンク	◇	
	M－G	空調機 並びに送風機類	F R P製バルタタンク	◇	
			ステンレス鋼製バルタタンク	◇	
	M－H	計装制御並びに 計測機器類	圧力容器	◇	◇
			鋼製品ボイラー（煙管式）	◇	
	M－I	厨房機器類	鋼製品ボイラー	◇	
			鋼製温水ボイラー（貫流ボイラーは除く）	◇	
	M－J	その他	真空式温水器（鋼製・鉄製）	◇	
			熱交換器（円筒多管式）	◇	
	M－K	計装制御並びに 計測機器類	遠心冷凍機	◇	
			チリグユニット（往復動式・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式）	◇	
	M－L	計装制御並びに 計測機器類	スクリーン冷凍機	◇	
			吸収冷凍機	◇	
	M－M	計装制御並びに 計測機器類	ガス直達式吸収冷水水器（小型ｺﾝﾃﾅｰ型を含む）	◇	
			冷却塔	◇	
	M－N	計装制御並びに 計測機器類	パッケージ形空調調和機	◇	
			ユニット形空調調和機	◇	
	M－O	計装制御並びに 計測機器類	ファンコイルユニット	◇	
			電気集じん機（ろ材併用）	◇	
	M－P	計装制御並びに 計測機器類	エアフィルター	◇	
			全熱交換器（回転型）	◇	
	M－Q	計装制御並びに 計測機器類	定・変風量ユニット	◇	
			吹出口、吸込口	◇	
	M－R	計装制御並びに 計測機器類	ダンパー	◇	
			送風機（通気式、軸流式、斜流式）	◇	
	M－S	計装制御並びに 計測機器類	計装、制御機器並びに盤（電気式、電子式）	◇	
			計装、制御機器並びに盤（空気圧式）	◇	
	M－T	計装制御並びに 計測機器類	厨房機器	◇	
			グリッドフィルター	◇	
	M－U	計装制御並びに 計測機器類	水ろ過装置（ブルールー（連土式又は砂式））	◇	
・主要機器材：申請書の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が5年ある ・その他機器材：申請書の生産販売・納入実績（民間・他官公庁）が3年ある ・同種類機器材については、原則としてメーカーを統一する					

	項 目	特 記 事 項
	建物の管理	工事完成後、本市への引渡し手続きが完了するまでは、受注者の責任で管理し、これに要する費用は受注者間で適正な負担を行う。
	技能士 (① 1. 5. 2)	●配管施工 ● 配築板金施工 ● 熱絶縁施工 ● 冷凍空気調和機器施工
	化学物質の濃度測定 (① 1. 5. 10)	○要 (施工前、施工後) ・測定対象化学物質 () ・測定方法 () ・測定対象室 () ・測定箇所 () ※不要
	完成図 (③ 1. 7. 2)	※要 ・ C A Dデータ(P D Fデータ共) ※ 1 部 ・原寸背貼製本 ※ 2 部 ○ () 部 ・ A 3縮小背貼製本 ● (3) 部 ○不要
	保全に関する資料 (① 1. 7. 3)	※要(※2部 ○ ()部) ○不要 建物管理者への保守に関する説明 ※要 ○不要 「フロン類の使用合理化及び管理の適正化に関する法律」にある第1種特定製品を設置、改修若しくはフロンの回収、充填等を行う場合は、第1種特定製品ごとに冷暖漏えい点検記録簿を作成し提出 (電子データ共) する。
	著作権・使用権等	当該建物において取得する、施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。
	工事用電力・水・ガス ・その他	本工事に必要な工事用電力・水・ガス等の使用料及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。
	官公署その他への 届出手続き等	本工事に必要な関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を速滞なく行い、手続き費用は受注者の負担とする。
	特定元方事業者の指名	※特定元方事業者等の請すべき措置については、別途契約の建築工事受注者を労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名するので、当該特定元方事業者の措置する事項に協力する。 ○労働安全衛生法第30条第2項に基づき、本工事の受注者を同法第30条第1項に規定する措置を請うべきものとする。 ○できない
	受注者事務所等の設置 (③ 1. 1. 1)	構内につくることが ※できる
	他工事との取合い (① 1. 1. 7)	工 事 内 容 床、床、壁間通スリブ入れ (補強鉄筋共) ○ ※ ○ 床、壁間通部の型枠 (補強鉄筋共) ○ ※ ○ 施工後の修正はつり及び穴埋め ※ ○ ※ 機器のコンクリート基礎 屋内設備 ○ ※ ○ 屋内設備 ○ ※ ○ 屋外設備 ○ ※ ○ 機器の架台及びアンカーボルト ※ ○ ※ 防護シートによる養生 ○ ※ ○ (工事による場合)※メッシュシート ○ () 天井開口及び天井点検口 (下地の補強共) ○ ※ ○ 外気取入れガリリ ○ ※ ○ パッケージ形空気調和機の2次側配管配線及び接地、操作スイッチ及び通り配管配線 ※ ○ ○ 換気扇の取付枠 ○ ※ ○ 中央監視盤の接地工事 ○ ○ ※ 機器付属の制御盤以降の配管配線 ※ ○ ○ 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 ○ ○ ※ 自動制御盤への電源供給及び操作回路の渡り配管配線 ○ ○ ※ 天井吊形ファンコイルユニット及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡り配管配線及び接地 ● ○ ※ 煙感知器から制御盤を経て防煙ダンパーまでの配管配線 ○ ○ ※ 排煙口と操作箱の渡り配線 ※ ○ ○ 電機極棒及び電機帯 ● ○ ※ 衛生器具取付補強板 ○ ※ ○ 小便器用節水装置の制御盤より小便器への配管配線 ※ ○ ○
	足 場 (改② 2. 2. 1)	※別途工事 ● 本工事 (図面特記箇所) 外部足場 種別 ○ A種: 枠組足場及び B種: くさび緊結式足場 ○ C種: 管束本足場 ○ D種: 仮設ゴンドラ ○ E種: 移動式足場 ○ F種: 高所作業車 1) 足場は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 2) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省 平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び横木の機能を有するものを設置する。 3) 枠組足場及びくさび緊結式足場の設置においては、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2)の(2)手すり置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 4) 外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修が少ない位置で各階毎に設けるものとし、壁・窓・なぞ材を撤去した後、現状に復する。 5) メッシュ状養生シート (U131型)による養生を行う。 6) メッシュで使用する工具等には、原則として転落防止用ワイヤー等を取り付けで使用する。 7) 仮設足場周辺にはネットフェンス、バリアード、構内ロープ等により立ち入れないようにし、「きけん」、「立ち禁止」等の標示を行う。 防護柵 ※図面特記箇所 (地盤面から足場上端までの高さが10mを超える場合) ○不要 1) 防護柵が敷地境界線を超える場合には関係各署と打合せの上、届出を行う。
	墮落制止用器具の使用 (フルハーネス型)	「墮落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」による (平成30年6月22日付け基発0622第2号)
	保守工具等	※要 ○不要 要否 物 品 名 数 量 単 位 ● 制水弁キー 1 個 ● 掃除口開閉キー 1 個 ○ 小口径鉢蓋開閉ハンドル 1 個 ○ 水槽類の鍵 (3個/組) 1 式 ● 吹き出し口類調整キー 1 組 ● 機器類保証書・取扱説明書 1 式 ● 機器類完成図 1 式 ○ 冷暖漏えい点検記録簿 (電子データ共) 1 式
	契約不適合責任期間	受注者は引渡し日から2年以内に本市が契約不適合点検を行う場合は立合うこと。
	総合調整 (① 1. 5. 6)	※要 ●風量調整 ●水量調整 (空気調和設備) ●水量調整 (給水設備) ●水量調整 (給湯設備) ●室内外空気の温湿度測定 ●室内気流及びじんあいの測定 ●騒音の測定 ○不要
	一般用弁及び栓 (② 2. 2. 1)	1 構程50m未満のポンプ廻りに取り付ける弁類 (逆止弁は除く)及び大気開放形のタンク類の排口に使用する弁は、J I S 5 k又 J V 5 kとする。 2 給水装置に使用する弁は、J I S 1 0 k又 J V 1 0 kとする。
	伸縮管継手 (② 2. 2. 7)	銅管用伸縮継手は下記による。 ※バロー形 ○ スリーブ形
	瞬間流量計 (② 2. 3. 8)	ビトー管式とし、取り付け場所・型式は下記による。 ※冷凍機・冷水水機の冷水・冷水水配管 ※着脱式 ○固定式 ※冷凍機・冷水水機の冷却水配管 ※着脱式 ○固定式 ※ユニット型空気調和機・コンパクト型 空気調和機の冷水水配管 ※着脱式 ○固定式 ※冷水水ヘッダーの各送り管 ※着脱式 ○固定式 ※冷水水ヘッダーの各送り管 ※着脱式 ○固定式 着脱式の場合は、指示部を (※1個 ○ () 個) 備える。
共通工事	伸縮管継手 (② 2. 2. 7)	銅管用伸縮継手は下記による。 ※バロー形 ○ スリーブ形
	瞬間流量計 (② 2. 3. 8)	ビトー管式とし、取り付け場所・型式は下記による。 ※冷凍機・冷水水機の冷水・冷水水配管 ※着脱式 ○固定式 ※冷凍機・冷水水機の冷却水配管 ※着脱式 ○固定式 ※ユニット型空気調和機・コンパクト型 空気調和機の冷水水配管 ※着脱式 ○固定式 ※冷水水ヘッダーの各送り管 ※着脱式 ○固定式 ※冷水水ヘッダーの各送り管 ※着脱式 ○固定式 着脱式の場合は、指示部を (※1個 ○ () 個) 備える。

項 目		特 記 事 項			
溶接検査 (②2.5.15)		溶接部の非破壊検査については、 ※適用しない ○適用する （○放射線透過検査 ○浸透探傷検査または磁粉探傷検査）			
	地中表示用テープ 及び地中埋設標 (②2.7.1)	1 給水管	埋設表示用テープ 地中埋設標	※要 ※不要	○不要 ○要
		2 消火管	埋設表示用テープ 地中埋設標	※要 ※不要	○不要 ○要
		埋設表示用テープ巾は150mmとし、折込率はダブルとする。			
耐圧試験 (②2.9.1～5)		耐圧試験は次の圧力値により行い、試験結果報告書を監督職員に提出する。			
		配管種別	試験圧力	試験方法	保持時間
		○給水配管(配水管分岐部から 重水まで)	1.75MPa	水圧試験	1分以上
		●給水配管(量水器以降)	1.75MPa	水圧試験	60分以上
		●給水配管(器具取付後)	0.75MPa	水圧試験	60分以上
		●給水配管(給水装置を除くポン プ加圧部)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		○給水配管(タンク下がり部)	MPa	水圧試験	60分以上
		●給湯配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		●冷温水配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		●冷却水配管	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		○冷媒配管	☆1	窒素ガス による気密試験	24時間以上
		●消火配管(屋内消火栓)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		●消火配管(スプリンクラー)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		●消火配管(泡)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		○消火配管(不活性ガス)☆2	MPa	空気又は窒素ガス による気密試験	10分以上
		○消火配管(nDgン化物)☆3	MPa	空気又は窒素ガス による気密試験	10分以上
		○消火配管(屋外消火栓)	MPa	水圧試験	60分以上
		○消火配管(遠隔送水栓)	MPa	水圧試験	60分以上
		●消火配管(連結放水)	1.00MPa	水圧試験	60分以上
		○蒸気配管	MPa	水圧試験	30分以上
		○ブライン管	☆4	水圧試験	30分以上
		○水道用水用ポリエチレン管	☆5	水圧試験	60分以上
		○消火用ポリエチレン管	☆5	水圧試験	60分以上
		○水道用ポリエチレン二層管	☆6	水圧試験	10分以上
		○	MPa		
共通 工 事		☆1 1日の法定冷凍能力が5トン未満の場合、当該機種メーカー標準圧力とする。 気密試験後は、機器製造者の基準による全系統の高真空蒸発脱水処理を行うものと し、最小保持時間は2時間とする。 1日の法定冷凍能力が5トン以上の場合は「標準仕様書」による。 試験結果報告書には、試験の日付及び開始終了時刻、気温、試験方法、管種、場所 (室名等)、封入ガスの種類、漏れ及び試験圧力、保持時間を記載する。			
		☆2 貯蔵容器から選択済までの配管の試験圧力は40℃における貯蔵容器内圧力とする。 ただし、容器弁に圧力調整装置が設けられている場合は、圧力調整装置の最高 圧力装置の最高調整圧力とする。			
		☆3 貯蔵容器から選択済までの配管の試験圧力は40℃における貯蔵容器値4.4MPaと する。			
		☆4 最高使用圧力の1.5倍の圧力、ただし最高使用圧力が0.75MPa未満の場合 は0.75MPaとする。			
		☆5 1.75MPaを1分間加圧後1.0MPaに減圧する。60分後0.7MPa以上とする。 規定圧力下の場合はその圧力を下げないで再加圧し、60分後0.8MPa以上とす る。			
		☆6 0.75MPaを3分間加圧し、10分後0.6MPa以上とする。			
保温 (②3.1.1～6)		1 「標準仕様書」において、ロックウール保温材料、グラスウール保温材料及びポリス チレンフォーム保温材料が、併記された箇所は、何れを使用してもよい。ただし、給水 管・排水管内に保温を施す場合は暗渠内(ビッド内含む)・屋外露出及び浴室、厨房 等の多湿箇所にはポリスチレンフォーム保温材料とする。			
	注：補足特記(別紙)も 参照のこと 記載相違がある場合 補足特記を採用とする	2 暗渠内(ビッド内含む)の給水管の保温。 ※要 ○不要			
		3 屋外タンクのドレン管から排水弁までは保温を施す。 4 消火管の屋外露出部分の保温仕様は、給水管屋外露出に準じる。 5 屋内外露出給排水の保温外装は下記による。 ※合成樹脂製カパー1または合成樹脂製カパー2 6 屋外露出給排水・消火管の保温外装は下記による。 ※「標準仕様書」による ○熔融アルミニウム-亜鉛鉄板 7 車庫内のダクト及び配管の保温は機庫室による。 8 冷媒管の保温外装は下記による。 〔屋外露出〕 ※合成樹脂製カパー1または合成樹脂製カパー2 〔屋外〕 ○ステンレス鋼板 ○熔融アルミニウム-亜鉛鉄板 ○保温化粧ケース { ○塩化ビニル製 ○アルミ合金製 ○溶融亜鉛めっき鋼板製 ○ステンレス鋼板製 ・保温化粧ケースの下部カバーは、 ○要 ○不要 9 冷媒管と呼び径40未満の断熱材被覆銅管用使用する場合は			
		(1)外装 〔屋外露出(一般居室、廊下)〕 ※塩化ビニル製(浮かし工法) 〔機械室、書庫、倉庫、車庫〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビルテープ巻 〔天井内、パイプシュット内及び空腔壁内〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビルテープ巻 〔暗渠内(ビッド内を含む)〕 ※不要(要所テープ巻) ○ビルテープ巻 〔屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない)〕 ○塩化ビニル製 ○アルミ合金製 ○溶融亜鉛めっき鋼板製 ○熔融アルミニウム-亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板製			
		(2)保温材料の厚さ 液管 ※10mm ガス管 ※10mm ただし、呼び径9.5以下は、保温材料の厚さ8mmとしてもよい。 ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管の項に準ずる。 11 井・ストレーナなどの金属製カバー外装種別は、下記による。 (1)屋 内 ※カラ-亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム板 ●溶融アルミニウム-亜鉛鉄板 (2)屋 外 ※ステンレス鋼板 ○カラ-亜鉛鉄板 ○アルミニウム板 ●溶融アルミニウム-亜鉛鉄板 12 水蓄熱配管系統の保温仕様は冷水水管の項に準ずる。 13 多湿箇所の換気ダクトの保温 ※不要 ○要() 外気取入用ダクトの保温 ※不要 ●要() 14 全熱交換機換気扇の外気取入ダクトには保温を行う。 上記13、14で保温を行う場合の仕様は、「標準仕様書」第2編表2.3.2による。 15 排煙ダクト保温不要箇所は、下記による。 ●(屋外、区画されたシャフト内部)) 16 消音内貼りの施工箇所は図示によるものとし、詳細は下記による。 (1)チャンパーの寸法は、外形寸法を示す。 (2)ダクト及び消音エルボは、内径寸法を示す。 (3)点検口は内貼仕様又は、断熱口とする。			

項 目		特 記 事 項																																			
土壌改良の埋戻し土 （② 4.2.1）	すべて掘削土を使用する。（公道を除く）																																				
残土処理 （② 4.2.1）	※構内指示の場所に敷きならし ※構内指示の場所にたい積 ※構外搬出適切な処理（マニフェストの写し提出要） 残土処理は、「標準仕様書」（② 4.2.1）による他、「大阪市建設リサイクルガイドライン」の当該事項による。																																				
耐震措置 （② 2.1.1） （② 2.2.1） （② 2.6.2）	1 耐震措置の計算及び施工方法は、「標準仕様書」、「標準図」及び図示以外は、「建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修 2014年版）」による。 2 当該建物の耐震安全性の分類は（※ 特定の施設 ○一般の施設）とする。 3 下記の設計用水平震度及び鉛直震度により、据付ボルト・アンカーボルトなどの耐震性を確認し、監督職員の承諾を受ける。 （1）設計用水平震度 <table><tr><th></th><th>一般水構</th><th>重要水構</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th></tr><tr><td>上階部・屋上・塔屋</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>1.5（2.0）</td><td>2.0（2.0）</td></tr><tr><td>中間階</td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>1.0（1.5）</td><td>1.5（1.5）</td></tr><tr><td>1階・地下階</td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>0.6（1.0）</td><td>1.0（1.0）</td></tr></table> 注）（ ）内の数値は、防護支持の機器の場合を示す。 上階部・中間階の定義は次のとおりとする。 ・上階部：2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 ・中間階：地下階及び1階を除く階。上階部に該当しない階。 なお、重要機器は、下記に示すものとする。 （受水槽、消火水槽、 ） （2）鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。 （3）機器廻り配管は「標準仕様書」（② 2.6.2）による。				一般水構	重要水構	一般機器	重要機器	上階部・屋上・塔屋	1.5	2.0	1.5（2.0）	2.0（2.0）	中間階	1.0	1.5	1.0（1.5）	1.5（1.5）	1階・地下階	1.0	1.5	0.6（1.0）	1.0（1.0）														
	一般水構	重要水構	一般機器	重要機器																																	
上階部・屋上・塔屋	1.5	2.0	1.5（2.0）	2.0（2.0）																																	
中間階	1.0	1.5	1.0（1.5）	1.5（1.5）																																	
1階・地下階	1.0	1.5	0.6（1.0）	1.0（1.0）																																	
注：工事概要の耐震ク ラテリア記載も参照 アリーナ部天井の抜い 等特殊要因あり																																					
あと施工アンカー確認 試験 （改② 6.2.3）	※適用しない。 ○概要する（○性能確認試験 ○施工後確認試験 試験箇所（ ）																																				
機器類の能力、容量等 の表示	機器類の能力、容量等はメーカー別による些少の相違は認める。																																				
はつり及び穴開け	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターを使用することとし、作業前に鉄筋の探査を行う。なお、復旧はモルタル補修とする。また、いかなる場合においても柱・梁のはつり及び貫通は行ってはならない。																																				
公共工事労務費調査への 協力について	1 本工事が本市の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入して本市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 また、本工事の工期経過後についても、同様とする。 2 調査票を提出した事業所を本市が事後に、訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 また、本工事の工期経過後についても、同様とする。 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票の提出が行えるよう、受注者は、労務基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 4 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一回にかかると二次以降の下請負入を含む）が1から3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。																																				
設計時の温湿度条件	<table><tr><th rowspan="2">場 所</th><th colspan="2">屋 外</th><th colspan="4">屋 内（調整目標値）</th></tr><tr><th>湿度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>湿度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>時 期</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>冬 季</td><td>2.0℃</td><td>57.9%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>35.4℃</td><td>49.0%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>			場 所	屋 外		屋 内（調整目標値）				湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	時 期							冬 季	2.0℃	57.9%	℃	%	℃	%	夏 季	35.4℃	49.0%	℃	%	℃	%
場 所	屋 外		屋 内（調整目標値）																																		
	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																															
時 期																																					
冬 季	2.0℃	57.9%	℃	%	℃	%																															
夏 季	35.4℃	49.0%	℃	%	℃	%																															
注：補正特記（別紙）も 参照のこと 既設再利用機器などは 新築時と同じとする																																					
煙道 （③ 1.1.2）	1 材 質 ※鋼板製 ●ステンレス鋼板製（SUS304・板厚は図示による） 2 はいじり量測定口 煙道に80φ以上のフランジ付の測定口を設ける。 ※鋼板製 ○ステンレス鋼板製（SUS304）																																				
開放形膨張タンク	※鋼板製 ○ステンレス鋼板製（SUS304）																																				
ダクトの種類 （③ 1.14.1）	1 空気調和用ダクト ※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト 2 換気用ダクト ※低圧ダクト ○高圧1ダクト ○高圧2ダクト																																				
グリス除去装置 （③ 1.14.11）	グリスフィルター準備 ※不要 ○要																																				
排煙口	1 排煙口の作動 ○手動（○機械式 ○電気式） ○燃焼器具連動																																				
2 復帰装置	○手元復帰式（○機械式 ○電気式） ○遠方復帰式																																				
防煙ダンパー （③ 1.15.8）	※遠隔復帰式 ○手動復帰式																																				
防火防煙ダンパー （③ 1.15.9）	※遠隔復帰式 ○手動復帰式																																				
定風量ユニット ・変風量ユニット （③ 1.15.13～14）	○メカニカル形 ○風速センサー形																																				
ダクトの工法 （③ 2.2.1）	1 空気調和用ダクト ※アングルフランジ工法 ※コーナボルト工法（適用範囲は標準仕様書による） ※共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法 2 換気用ダクト ※アングルフランジ工法 ※コーナボルト工法（適用範囲は標準仕様書による） ※共板フランジ工法 ○スライドオンフランジ工法																																				
ダクトの板厚 （③ 1.14.2）	面貫排気ダクトの材質及び板厚は下記による。 ○重鉛鉄板製 ○ステンレス鋼板製 <table><tr><th rowspan="2">ダクトの長辺</th><th colspan="2">板 厚</th></tr><tr><th>重鉛鉄板製</th><th>ステンレス鋼板製</th></tr><tr><td>450.0mm以下</td><td>0.6mm</td><td>0.5mm</td></tr><tr><td>450.0mmを超え、1,200.0mm以下</td><td>0.8mm</td><td>0.6mm</td></tr><tr><td>1,200.0mmを超え、1,800.0mm以下</td><td>1.0mm</td><td>0.8mm</td></tr><tr><td>1,800.0mmを超えるもの</td><td>1.2mm</td><td>0.8mm</td></tr></table>			ダクトの長辺	板 厚		重鉛鉄板製	ステンレス鋼板製	450.0mm以下	0.6mm	0.5mm	450.0mmを超え、1,200.0mm以下	0.8mm	0.6mm	1,200.0mmを超え、1,800.0mm以下	1.0mm	0.8mm	1,800.0mmを超えるもの	1.2mm	0.8mm																	
ダクトの長辺	板 厚																																				
	重鉛鉄板製	ステンレス鋼板製																																			
450.0mm以下	0.6mm	0.5mm																																			
450.0mmを超え、1,200.0mm以下	0.8mm	0.6mm																																			
1,200.0mmを超え、1,800.0mm以下	1.0mm	0.8mm																																			
1,800.0mmを超えるもの	1.2mm	0.8mm																																			
風量測定口の取付位置 （③ 2.2.5.5）	※ユニツトリ空気調和機及びコンパクト形空気調和機に接続するダクト ○（ ）																																				
予備フィルター	○パッケージ形空気調和機（※100％ ○ %） ●ユニット形空気調和機（※100％ ○ %） ●ファンコイルユニット（※100％ ○ %） ○空気清浄装置用エアフィルター（※100％ ○ %） ○全熱交換ユニット（エレメントは除く）（※100％ ○ %）																																				
シックハウス対策	換気扇、天井埋込型換気扇のスイッチ上部に「24時間換気」と記したシールを貼り付ける。																																				
自動 設備 工事	電線及び電線管 （④ 2.3.1）	1 本工事において使用する電線管は原則としてEM電線・EMケーブルとする。 2 特記なき電線管は、PF管（合成樹脂製可とう電線管）の単層管とし隠蔽配管及びコンパクト打ち込み配管に使用する。 3 PF管で配管する場合の配線取出し口は、ボックスを使用する。																																			

工事名称	中央体育館天井改修その他機械設備工事-3	令和7年度	標準図番号
図面名称	特記仕様書(1)	図面対外:A:1	共通01
縮尺	NO SCALE	図面番号	No. 4 (267枚の内)
大阪市都市整備局企画部 公共建築課(企画設計グループ)	投資事業部	日建設計	